



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 6 月 4 日火曜日 第1361号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県農業振興地域整備基本方針の変更.....	741
土地改良区の定款変更の認可.....	741
土地改良事業の計画変更の認可.....	741
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	741
町営土地改良事業の施行の同意（4件）.....	741

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	742
----------------------------	-----

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	742
---	-----

告 示

○愛媛県告示第1121号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、愛媛県農業振興地域整備基本方針を次のとおり変更した。

平成14年 6 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（「次のとおり」は、省略し、変更後の愛媛県農業振興地域整備基本方針は、愛媛県庁及び各地方局に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年 6 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、宇和町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西山田地区）の計画の変更を平成14年5月24日認可した。

平成14年 6 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡三間町大字北増穂地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 6 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・広雁地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 6 月 5 日から 7 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
三間町役場

○愛媛県告示第1125号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・八反地地区）の施行に平成14年5月24日同意した。

平成14年 6 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松野町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・奥内地区）の施行に平成14年5月24日同意した。

平成14年 6 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松野町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・奥内地区）の施行に平成14年5月24日同意した。

平成14年 6 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松野町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・奥内地区）の施行に平成14年5月24日同意した。

平成14年 6 月 4 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年5月24日	特定非営利活動法人 NPOまいほーむ	井 出 千 尋	今治市片山三丁目3番27号	この法人は、高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現を図るため、高齢者の個性を大切にしながらグループホーム及び指定居宅サービスの運営並びに情報の収集や提供などに関する事業を行ない、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 137

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年6月4日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

別表大西町の部町長部局の項職の欄中「総務課長補佐 総務課庶務係長 総務課行財政係長」を「総務企画課長補佐 総務企画課庶務係長 総務企画課行財政係長」に改め、同表中島町の部町長部局の項同欄中「総務企画課長補佐」を「総務課長補佐（人事を担当するものに限る。）」に改め、同表久万町の部町長部局の項同欄中

「

課長

」を

「

主幹

」に、「総支配人」を「支配人

」に改め、同項中

「

診療所	所長
-----	----

」を

削り、同項同欄中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表松前町の部町長部局の項同欄中「総務課人事係長」を「総務課職員係長」に改め、同表長浜町の部町長部局の項中

「

養護老人ホーム白山園	園長
------------	----

」を

「

養護老人ホームさくら苑	苑長
-------------	----

」に

改め、同表肱川町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐（人事又は予算を担当するものに限る。） 総務課財政係長」

を「新しい町創造課長補佐 新しい町創造課総務企画係長 新しい町創造課財務係長」に改め、同表伊方町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐」を「町長公室長 総務課長補佐」に改め、同表三崎町の部町長部局の項同欄中「総務課長補佐 企画課長補佐」を「総務課長補佐（人事を担当するものに限る。） 企画課長補佐（予算を担当するものに限る。）」に、「企画課財政係長」を「企画課財政係長」に改め、同表宇和町の部町長部局の項同欄中「総婦長」を「総師長」に改め、同表野村町の部町長部局の項同欄中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表吉田町の部町長部局の項同欄中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表津島町の部町長部局の項同欄中「副院長 事務長 総看護婦長」を「副院長 事務長 総看護師長」に、「施設長 事務長 総看護婦長」を「施設長 事務長 看護師長」に改め、同表内海村の部村長部局の項同欄中「総務課財政係長補佐」を「総務課長補佐（人事を担当するものに限る。） 財政課長心得」に改め、同表一本松町の部町長部局の項同欄中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表西海町の部町長部局の項中

「

旅客船	運航管理者
-----	-------

」を

「

保健福祉総合センター	センター長
------------	-------

」に

「

旅客船	運航管理者
-----	-------

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。